

# 令和4年度 串間市学校給食費等支援金のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている小学生及び中学生がいる世帯に対し、学校給食費等に係る経費を支援いたします。

## Q1. どのような制度ですか？

<串間市独自支援>

全国的な物価高騰により、家庭における経済的な負担が増加している中、小学校及び中学校に児童等がいる子育て世帯に対し、学校給食費等に係る経費を支援することにより、物価高騰の影響による保護者の経済的負担の軽減を図ります。

## Q2. どのような場合に支援の対象になりますか？

令和4年10月1日以降で、下記の①～③に該当する者の保護者が対象となります。

- ①串間市立の小学校及び中学校に在籍している児童又は生徒
- ②串間市に住所を有する特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童又は生徒
- ③串間市に住所を有する市立学校以外の小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒

※令和4年10月1日以降に転出・転入された児童又は生徒の保護者も対象となります。

## Q3. 支援金の金額はどうなりますか？

小学生が1人当たり16,000円、中学生が1人当たり19,000円になります。

## Q4. 支援金の振込方法はどうなりますか？

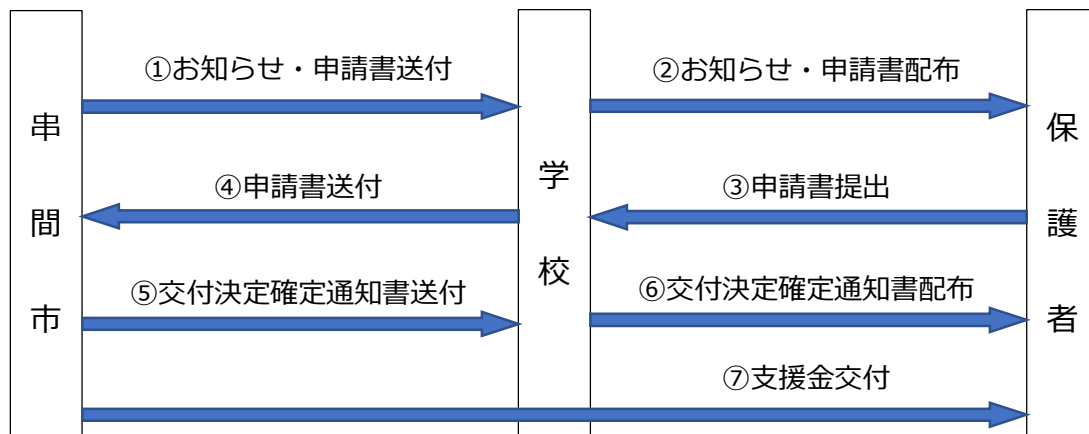
支援金は保護者が申請した指定口座へ串間市が振り込みます。申請した児童生徒ごとに振込みを行いますので、兄弟姉妹分まとめてではなく、それぞれの金額が口座に振り込まれます。(合計額は変わりません。)

(例) 中学生1人、小学生1人の世帯 ⇒ 振込額 35,000円 串間市 ……×

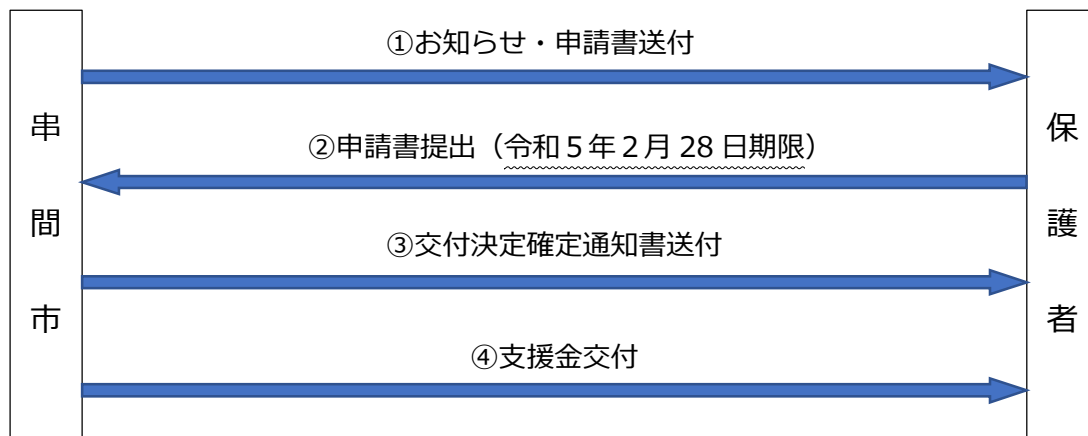
振込額 19,000円	串間市	} ……○
16,000円	串間市	

## Q5. 手続の流れはどうなりますか？

支援対象の①に該当する保護者



支援対象の②、③に該当する保護者



**Q6. 申請に必要な書類は何ですか？**

学校給食費等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書を児童生徒1人につき1枚提出していただきます。兄弟姉妹がいる世帯は、人数分の提出が必要です。提出の際には、本人確認書類の写しと振込口座確認書類の添付が必要です。記入漏れ・添付漏れがないようにお願いします。

**Q7. 申請はいつまでにすればいいですか？**

令和5年2月28日までになります。市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者におかれましては、学校の取りまとめ期間に提出いただきますよう、ご協力をお願いします。